

置賜トラック運送事業協同組合
 県北自動車整備協業組合
 山形市十日町商店街振興組合
 山形県水産物商業協同組合連合会
 山形建設工業団地協同組合
 山形機械工業団地協同組合
 協同組合山形プロパンガス保安センター
 山形米穀商業協同組合
 長井上下水道工業協同組合
 温海酪農協業組合
 山形県サッシ・ガラス協同組合
 協同組合大山商店奉仕会
 北郡信用組合
 遊佐ショッピングセンター協同組合
 庄内木材加工協同組合
 寒河江市商工振興協同組合
 長井機械工業協同組合
 山形専門産業協同組合
 山形建具協同組合
 山形県米穀集荷協同組合
 西村山素材生産協同組合
 山形紙工協同組合
 山形県醤油味噌工業協同組合

山形貨物運送事業協同組合
 長井地場食品協同組合
 山形県左官工業組合
 庄内農業機械商工業協同組合
 たつまち商店街振興組合
 酒田管工事協同組合
 高畠外国人受入協同組合
 山形県屋外広告美術協同組合
 山形県農業機械工業協同組合
 山形県製麺協同組合
 協同組合ゆーしーる
 白布温泉旅館協同組合
 山元林業協同組合
 東根市管工事業協同組合
 山形県再生資源商工組合
 山形県缶詰工業協同組合
 山形市伝統建具工芸協同組合
 東方流通協同組合
 真室川町商店街協同組合
 山形県情報技術振興協同組合
 山形打刃物工業協同組合
 米沢駅前商店街振興組合
 本町大通り商店街振興組合

登記忘れていませんか？

登記は、権利に関する一定の事項を公簿に記載しこれを社会一般に公示することであり、取引関係に入る第三者に対して権利又は法律関係の内容を明らかにし不足の損害を被ることのないように取引の安全を目的としています。

定款変更のうち法に規定する登記事項については、行政庁からの認可書到達の日から2週間以内（従たる事務所の所在については3週間以内）に、山形地方法務局に登記申請しなければなりません。登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられます。

法に規定する登記事項

1.代表理事変更

総会で役員を選挙があった場合、役員の就任承諾後2週間以内に、山形地方法務局で役員の変更登記申請をしなければならない。また、代表理事が再

選された場合にも登記申請をしなければなりません。また、改印届は申請書と同時に提出して下さい。（重任の場合は必要なし）

2.名称、地区、公告の方法の変更

3.事務所移転

4.事業の変更

5.出資の総口数及び払込済出資総額の変更

6.出資1口の金額の変更

【登記申請及びお問合せ先】

〒990-0041 山形市緑町 1-5-48

山形地方法務局 登記部門 TEL.023-625-1619

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>